

答 申 第 108 号  
平成 30 年 11 月 1 日

財 務 大 臣  
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会  
会 長 中 里 実

### 答 申 書

平成 30 年 8 月 27 日付財関第 1203 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく商標権侵害物品該当認定通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

### 記

本件処分① A 税関長が行った法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく商標権侵害物品該当認定通知①

本件処分② A 税関長が行った法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく商標権侵害物品該当認定通知②

本件処分 本件処分①及び本件処分②

### 意 見

本件処分の取消しを求める審査請求については、これを認容し本件処分を取り消すことが相当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件処分に至る経緯

##### (1) 平成29年2月15日付輸入申告に係る貨物

イ 審査請求人が、平成29年2月15日にA税関長に対して行った輸入申告に係る貨物について、A税関の職員が貨物確認を実施したところ、商標権者B（以下「本件権利者」という。）の商標権（商標登録第〇〇〇号。以下「本件商標権」といい、本件商標権に係る商標を「本件商標」という。）を侵害すると思料される靴7足（以下「本件貨物①」という。）が発見された。

本件貨物①の内訳は、型番Ⅰが3足（サイズは全て28.5センチメートル）、型番Ⅱが2足（サイズは全て28.5センチメートル）、型番Ⅲが2足（サイズは全て25.0センチメートル）であった。

ロ A税関長は、本件貨物①は輸入してはならない貨物として法第69条の11第1項第9号に掲げられた商標権を侵害する物品に該当するものと思料したことから、法第69条の12第1項の規定に基づき認定手続を執ることとし、審査請求人及び本件権利者に対し、同月20日付でその旨通知した。

なお、審査請求人に対しては、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、同通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を提出するよう併せて通知した。

##### (2) 平成29年2月17日付輸入申告に係る貨物

イ 審査請求人が、平成29年2月17日にA税関長に対して行った輸入申告に係る貨物について、A税関の職員が貨物確認を実施したところ、本件商標権を侵害すると思料される靴11足（以下「本件貨物②」といい、「本件貨物①」と「本件貨物②」を併せて「本件貨物」という。）が発見された。

本件貨物②の内訳は、型番Ⅲが7足（サイズは全て28.5センチメートル）、型番Ⅳが4足（サイズは全て28.5センチメートル）であった。

ロ A税関長は、本件貨物②は輸入してはならない貨物として法第69条の11第1項第9号に掲げられた商標権を侵害する物品に該当するものと思料したことから、法第69条の12第1項の規定に基づき認定手続を執ることとし、審査請求人及び本件権利者に対し、同月22日付でその旨通知した。

なお、審査請求人に対しては、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、同通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を提出するよう併せて通知した。

(3) 審査請求人は、A税関長に対し、同月27日付で、本件貨物①は輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する意見書及び本件貨物②に係る同一内容の意見書（以下「本件認定手続意見書」という。）を提出した。

これを受けA税関長は、同年3月10日付で、本件権利者に対して審査請求

人から争う旨の申出があった旨及び本件貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し意見を述べる旨通知するとともに、審査請求人に対しても改めて本件貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し意見を述べる旨通知した。

- (4) 本件権利者は、A税関長に対し、同月 13 日付で、本件貨物①及び本件貨物②が輸入してはならない貨物に該当することについて、それぞれ意見書を提出した。

## 2 本件処分について

A税関長は、同年 4 月 25 日、当該認定手続の結果、本件貨物は、「権利者の有する商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品に、登録商標又はこれに類似する商標を付したものであり、当該貨物を権利者の許諾なく輸入する行為は商標権を侵害するものと認められる」という理由により、商標権を侵害する物品に該当すると認定し、審査請求人に対し、本件貨物①に対する本件処分①及び本件貨物②に対する本件処分②を行った。

## 3 再調査の請求について

- (1) 審査請求人は、同年 5 月 11 日付で、A税関長に対し、本件処分の取消しを求め、再調査の請求（以下「本件再調査請求」といい、本件再調査請求において審査請求人が提出した同年 5 月 11 日付再調査の請求書、同月 24 日付「証拠の提出について」及び同年 7 月 7 日付「追加意見書」を併せて、以下「本件再調査関係書類」という。）を提起した。
- (2) A税関長は、同年 8 月 9 日付で、本件再調査請求について、審査請求人は本件貨物を「反復継続的意思をもって経済行為として譲渡等するために輸入したものと認めることが相当である」として棄却する決定を行った。

## 4 審査請求について

- (1) 審査請求人は、本件処分の取消しを求め、同年 9 月 12 日付審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を財務大臣に対して提出し、本件審査請求を提起した。
- (2) 同年 10 月 13 日、財務大臣は行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、財務省職員 C を、本件審査請求の審理手続を行う者である審理員に指名した。
- (3) 平成 30 年 6 月 28 日、審理員は行審法第 42 条第 2 項に基づき、審査庁がすべき裁決に関する意見書を提出した。

## 第 2 審査請求人の主張

審査請求人は、本件認定手続意見書、本件再調査関係書類、本件審査請求書、

平成 29 年 12 月 14 日付反論書及び行審法第 36 条に基づく審理員からの質問に対する平成 30 年 3 月 15 日付回答書において、概要以下のとおり主張している。

1 審査請求人の勤務先について

- (1) A 税関長は、本件再調査請求に対する決定書において、勤務している会社（以下「勤務会社」という。）のホームページに、本件商標の呼称が表記された靴が掲載されていることについて触れているが、審査請求人が行う輸入は、勤務会社とは関係がない。
- (2) A 税関長からの指示により名刺を提出したが、仮に審査請求人が輸入した貨物を勤務会社で取扱うように指示していたら、名刺を A 税関長に提出するようなことはしない。

2 個人売買サービスの利用について

個人売買サービス D は、不用品を処分するために使用していたが、利用ができなくなって以来使用していない。

3 本件貨物のサイズについて

- (1) 本件貨物に含まれる型番Ⅲの靴のうち 25.0 センチメートルの靴 2 足は配偶者に購入したものであり、その他は審査請求人が使用する。
- (2) 業として販売するのであれば、複数のサイズを購入する。自身のサイズのみを購入しても非効率である。

4 本件貨物の数量について

- (1) 本件貨物はランニング及びトレイルランニングに使用するもので、気に入った靴は履きつぶすことを繰り返すため、一度に同じ色と同じサイズの靴を何足も購入し履き続ける。なお、靴は約 3～4 か月で履きつぶす。
- (2) ファッション業界で、20 年ほど仕事をしており、洋服や靴が好きで、気に入った靴は何足も購入し履き続ける。

自宅の下駄箱には自分の靴だけで 35 足ほど、クローゼットには 28 足あり全部履いており、下駄箱にある大半の靴は、同じ靴がクローゼットにも 1 足から 2 足あり、同じ型番で同じサイズの靴を多数所有している。

ファッション業界に長く勤めマニアのように収集癖があるため、自分にとって本件貨物の数量を輸入することは珍しくなく、約 7 年前には「E」というメーカーの靴を 20 足くらい輸入したこともある。

- (3) A 税関長は、スポーツシューズは、未使用で保管していても自然劣化が進行することを挙げ、自らが使用するために同時期に靴を 16 足も購入するという主張は信憑性に欠けると主張するが、自然劣化の進行は当然であるものの、現在所持している 3～5 年前に購入した靴は問題なく履くことができ、本件貨物は 10 年後でも履ける。

- (4) 今回はセール価格で購入ができ、送料のことも考えると消耗品としてまとめ買いすることは妥当である。
- (5) A税関長は、居住場所の広さと靴の保管スペースという点でも、個人使用という主張は信憑性に欠けると主張するが、自宅には靴を保管するスペースはまだある。

## 5 用途外の使用について

- (1) ランニングは月曜日から金曜日の毎朝及び仕事から帰るときに自宅近くのF公園付近で行っており、トレイルランニングは土曜日又は日曜日にF公園で行っている。
- (2) トレイルランニングには型番Ⅲの靴を主に使用する。この靴は黒い靴で靴底も黒いため汚れが目立たず気にならないので気に入っている。
- (3) 本件貨物はスケートボード用の靴であるが、他のランニング用スニーカーと比較して機能・デザインが審査請求人の用途に合っている。
- (4) A税関長は本件貨物がランニング用、トレイルランニング用の靴ではないことを指摘するが、本来予定されている用途以外で使用されるケースは多くあるのではないかと。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件に係る法令等の規定等について

#### (1) 輸入してはならない貨物について

イ 商標権を侵害する物品は、法第69条の11第1項第9号の規定により、輸入してはならない貨物とされており、一定の貨物を輸入する行為が商標法にいう商標権を侵害する（侵害とみなす場合も含む）とされる場合、その輸入に係る貨物が商標権を侵害する物品であると解されている（玉井克哉「関税定率法による知的財産の保護」（斎藤博、牧野利秋 編「裁判実務大系第27巻 知的財産関係訴訟法」623頁））。

ロ 「商標」とは、商標法第2条第1項の規定において、標章（文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」（同項第1号）とされている。

また、標章の「使用」とは、同条第3項各号に列挙されている行為であり、商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入することは、同項第2号の規定により「使用」に当たる。

ハ 同法第25条の規定により、商標権者は指定商品について登録商標を使用する権利を専有しているため、商標権者から許諾を受けずに指定商品について登録商標と同一の商標を使用することは、商標権の侵害となる。

また、同法第37条の各号において、商標権侵害とみなす行為が列挙され

ており、指定商品について登録商標に類似する商標を使用又は指定商品に類似する商品について登録商標若しくはこれに類似する商標を使用することは、同条第1号の規定により商標権を侵害する行為とみなされる。

ニ したがって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が、正当な権原、理由なく、登録商標と同一又は類似の標章を付した指定商品又は指定商品に類似する商品を輸入する場合には、商標権を侵害する行為となる。

ホ 「業として」の意義については、一般に「一定の目的の下に継続・反復して行う行為として」（網野誠「商標」〔第6版〕145頁、小野昌延編「注解 商標法〔新版〕上巻」84頁）ないし「反復継続的意思をもってする経済行為として」（「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成17年2月 特許庁）4頁及び5頁）と解されている。

そして、この「業として」輸入されるものに当たるか否かの判断に当たっては、社会通念に照らして、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があるとされている（関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）69の11-6(1)の（注）参照）。

## （2）輸入してはならない貨物の認定手続について

イ 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに、法第69条の11第1項第9号に掲げる商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、法第69条の12第1項の規定に基づき、当該貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かを認定するための手続を執らなければならない。

ロ この場合において、税関長は、当該貨物に係る商標権者及び当該貨物を輸入しようとする者（以下「当事者」という。）に対し、認定手続を執る旨等を通知しなければならない。

ハ 認定手続において、税関長は、関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関税令」という。）第62条の16第1項の規定に基づき、当事者に対し、認定手続が執られた貨物が商標権を侵害する物品に該当すること又は該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

ニ 税関長は、提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を、商標権を侵害する物品に該当するか否かの認定の基礎とする場合には、関税令第62条の16第2項の規定に基づき、当事者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

ホ 税関長は、商標権を侵害する物品に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、法第69条の12第5項に基づき、当事者に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

## 2 本件処分 of 適法性について

業として商品を譲渡等する者が、何ら正当な権原、理由がなく、登録商標と同

一又は類似の標章を付した指定商品を輸入する場合、その輸入される物品は商標権を侵害する物品となる。換言すれば、何ら正当な権原、理由がなく指定商品につき登録商標と同一又は類似の標章が付されている物品であっても、業として商品を譲渡等する者に当たらない者が当該物品を輸入する場合、当該物品は商標権を侵害する物品には当たらない。

以下、本件貨物が本件権利者の有する商標権を侵害しているか否かについて検討する。

(1) 本件貨物に付された標章について

イ 本件商標は、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）第 2 条に定める商品の区分を同令別表の第 25 類「被服及び履物」とし、その指定商品は履物であるところ、本件貨物は靴であるから、本件商標の指定商品に該当するものと認められる。

また、本件貨物に付された標章は、その外観から、本件商標と同一又は類似する標章であると認められる。

ロ 本件権利者からは、本件貨物は、本件商標の使用許諾を受けたものではなく、本件商標の使用を許諾した商品とは異なっており、本件商標と同一又は類似の標章を使用した商品である旨主張されているところ、この点について審査請求人からは特段の主張がないため、本件貨物は本件商標と同一又は類似の標章が付されたものであることについて争いはない。

(2) 本件貨物は「業として商品を譲渡等する者により輸入される物品」に当たるかについて

本件貨物が「業として商品を譲渡等する者により輸入される物品」に当たるか否かについての判断は、上記 1（1）ホのとおり、社会通念に照らして、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案して行われる。

イ 個人売買サービスの利用について

(イ) 審査請求人は、個人売買サービス D を利用し反復継続的に商品の販売を行っていたものと推認されるという A 税関長の主張に対し、同サービスは、以前、不用品を処分するために使用していたが、利用ができなくなって以来使用していないと主張するが、その主張を裏付ける証拠は同人から提出されなかった。

(ロ) 審理員が調査した結果等によれば、本件貨物に係る輸入申告がされた当時において、審査請求人が個人売買サービス D 等を利用し靴や衣類の販売を行っていたと認めるに足る事実は確認できない。

ロ 審査請求人の勤務先について

(イ) 審査請求人は、本件貨物の輸入は勤務会社とは関係がないと主張している。

(ロ) 提出された証拠により確認できる事実からすれば、本件貨物の輸入は勤

務会社とは無関係であるという審査請求人の主張が事実と認め  
ることはできない。

#### ハ 輸入の目的について

(イ) 審査請求人は、本件貨物のうち 28.5 センチメートルの靴 16 足は自らが  
使用するもので、ランニング及びトレイルランニングに供すると主張する。

(ロ) A 税関長は、本件貨物の使用目的がランニング及びトレイルランニング  
であるという審査請求人の主張に対し、本件貨物の本来予定されている用  
途等を理由として、同人の主張は信憑性にかけてと主張している。

(ハ) しかし、購入した靴をどのような用途に使用するかは購入者の自由であ  
るから、本件貨物の本来予定されている用途以外に使用すること等をもっ  
て、審査請求人の主張が事実と認めると認めることはできない。

#### ニ 本件貨物のサイズについて

(イ) 本件貨物のサイズは、型番Ⅲの靴 9 足のうち 2 足が 25.0 センチメー  
トルであるが、残りの 16 足は全て 28.5 センチメートルであるところ、審査  
請求人は、業として販売するのであれば、自身のサイズのみを購入しても  
非効率であるとした上で、本件貨物 18 足のうち 16 足のサイズが同一であ  
ることをもって、個人使用を裏付ける事実であると主張しているが、当該  
16 足のサイズが同一であることのみをもって、個人使用を裏付ける事実で  
あると認めることはできない。

(ロ) 他方、審査請求人は、同じ型番で同じサイズの靴を多数所有している旨  
を主張しているところ、審査請求人から提出された証拠によれば、本件貨  
物とほぼ同じサイズの靴を多数所有していることが認められる。

(ハ) また、審査請求人は、本件貨物のうち 25.0 センチメートルの靴につい  
ては、配偶者に購入したものであると主張するところ、その主張を裏付け  
る証拠を提出しており、同人には配偶者がいることが認められる。

(ニ) 以上のことに鑑みれば、本件貨物を審査請求人及び配偶者が使用するた  
めに購入したものであるという同人の主張が事実と認めると認めることはでき  
ない。

#### ホ 本件貨物の数量について

(イ) 本件貨物の内訳は、型番Ⅰが 3 足、型番Ⅱが 2 足、型番Ⅲが 9 足及び型  
番Ⅳが 4 足で、4 種類の型番の合計が 18 足となっている。また、型番Ⅲの  
靴 9 足のうち 2 足のサイズが 25.0 センチメートルであるが、残りの 16 足  
のサイズは全て同一 (28.5 センチメートル) である。

(ロ) 審査請求人は、同一サイズの靴 16 足を一度に購入したことについては、

- ① 自らがランニング及びトレイルランニングに使用するもので、気に入  
った靴は履き潰すことを繰り返すため一度に同じ色と同じサイズの靴  
を何足も購入すること、
- ② 靴は約 3~4 ヶ月で履き潰すこと、



- ③ 本件貨物は10年後でも履けること、
  - ④ 今回はセール価格で購入でき、海外からの送料も高いので消耗品としてまとめ買いをすることは妥当であること、
  - ⑤ 洋服や靴が好きで気に入った靴は何足も購入し履き続け、マニアのように収集癖があるので、自分にとって今回のような輸入量は珍しくないこと、
  - ⑥ 下駄箱及びクローゼットにおよそ63足の靴を保管しており、同じ型番で同じサイズの靴を多数所有すること、
- と主張する。

また、25.0センチメートルの靴2足については配偶者のために購入した旨を主張している。

- (ハ) 審査請求人が証拠として提出した証拠によれば、同人は同じ型番の靴を多数所有していることが確認でき、気に入った靴は何足も購入し履き続けるということや同じ型番で同じサイズの靴を多数所有するという主張と反しない。

また、審査請求人は、本件貨物のうち25.0センチメートルの靴2足は配偶者に購入したものであると主張するところ、上記ニ(ハ)のとおり同人には配偶者がいることが認められ、また、数量も個人使用に供するために購入する量としては不自然ではない。

- (ニ) 以上のことに鑑みれば、本件貨物のうち、同一サイズの靴16足については審査請求人自らが使用するために購入したものであり、残りの靴2足は配偶者に購入したものであるという同人の主張が事実と認められない。

#### へ 小括

以上のことを総合的に勘案すると、審査請求人を、「業として商品を譲渡等する者」と認めることはできないことから、本件貨物を「業として商品を譲渡等する者により輸入される物品」と認めることはできない。

#### (3) まとめ

以上のことから、本件貨物は、法第69条の11第1項第9号に規定する商標権を侵害する物品に該当すると認められない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件貨物は、法第69条の11第1項第9号に規定する商標権を侵害する物品に該当すると認められないから、本件審査請求を認容し本件処分を取り消すことが相当である。